

トライアル雇用助成金

若年・女性建設労働者トライアルコース

若年者(35歳未満)や女性を一定期間試用雇用を行う
中小建設事業主に対して助成されます。

本コースの利用には以下いずれかの対象コースと同時に申請し、
トライアル雇用助成金の支給決定を受けることが要件となります。

一般トライアルコース	障害者トライアルコース
新型コロナウイルス感染症 対応トライアルコース	新型コロナウイルス感染症 対応短時間トライアルコース

助成額

若年・女性建設労働者1人につき

最大 4万円/月(※)



3ヶ月(最大)



※ 就労した日数等により減額となる場合があります。

割合	月額	新型コロナウイルス感染症対応 短時間トライアルコースの場合の月額
75% ≤ *	4万円	2.5万円
50% ≤ * < 75%	3万円	1.87万円
25% ≤ * < 50%	2万円	1.25万円
0% < * < 25%	1万円	0.62万円
* = 0%	不支給	



支給対象者が1か月間に実際に就労した日数

支給対象者が当該1か月間に就労を予定していた日数

受給できる建設事業主

いずれも満たす必要があります。



①の中小建設
事業主

雇用管理責任
者の選任

35歳未満 or 女性

建設工事現場での
現場作業に従事(※)

※建設工事現場での現場作業(左官、大工、
鉄筋工、配管工など)に従事する者又は
施工管理を行う者(設計、測量、経理、営
業など)に従事する者は対象となりません)

① 「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける建設事業主かつ「中小建設事業主」である事業主